第403回(平成28年9月)

小野市議会(定例会)発言通告書

1 髙坂 純子 議員

質問項目

第1項目 議案第43号 平成28年度小野市一般会計補正予算(第2号)について (介護サービス事業者の介護ロボット導入助成)

第2項目 議案第48号 小野市犯罪被害者等支援条例の制定について

第3項目 市民のための電話相談について

要点・要旨

第1項目 議案第43号 平成28年度小野市一般会計補正予算(第2号)について (介護サービス事業者の介護ロボット導入助成)

答弁者 市民福祉部参事

款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費、老人福祉推進費、地域介護・福祉空間整備事業経費3、708千円の目的と内容についてお伺いします。

第2項目 議案第48号 小野市犯罪被害者等支援条例の制定について

答弁者 市民安全部長

この条例制定の経緯と内容についてお伺いします。

第3項目 市民のための電話相談について

小野市には「市民相談」、「女性のための相談」、「ONOひまわりほっとライン」、「思

春期ホットダイヤル」等々、子育ての悩みや教育相談、高齢者や障がいを持たれた方の相談、消費生活や住宅相談まで、市民の生活に寄り添った電話相談が設けられています。相談者も小学生から高齢者まで幅広く利用されています。さて、7月に行われた平成28年度第1回小野市子ども・子育て会議を傍聴させて頂きました。子どもが利用する電話相談に関して、相談時間が午前9時から午後5時までという状況に対し、委員の方から「学校に通う子どもがいつ利用するのですか」という意見が出されていました。このようなご意見を踏まえて、もっと市民が利用しやすい電話相談になるよう、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 電話相談窓口の体制について

答弁者 市民安全部長

実際に行われている電話相談の曜日ごとや時間帯ごとの件数を調べさせていただきました。相談窓口によっては、電話対応をした曜日ごとや時間帯ごとのデータをとっておられないところもありました。相談内容についての対応だけではなく、どの時間帯にまたどの曜日に相談が多いかなど、もっと詳細なデータを収集し分析することによって相談者の動向や相談を受ける側の人員体制といったことにも役立ってくると思いますが、当局の考えをお伺いします。また、その中で特に「ONOひまわりホットライン」の相談件数は、平成26年度は184人、286件でありましたが、平成27年度は284人、467件と大幅に増えています。相談員の配置と人員について対応は十分なのか併せてお伺いします。

(2点目) 電話相談窓口の集約化について

答弁者 市民安全部長

相談者が相談したい内容と相談を受けた側の担当業務が違う場合は、相談内容に沿った担当課へきちんと電話をまわしていただいているようでありますが、実際どの相談窓口に電話をしたらよいかわからないことも多々あると思います。相談窓口の一覧は毎月広報おのにも掲載されておりますが、電話相談窓口を集約化することについて当局の考えをお伺いします。

(3点目) 電話相談窓口の対応について

答弁者 市民安全部長

小野市内の小中学校では、新学期に「ひょうごっ子悩み相談」という兵庫県教育委員会が発行している相談窓口やその電話番号が記載されたカードが配られます。小野市で行っている電話相談についても、広報やホームページでのPR、また、人権やいじめ等の電話相談の案内カードがスーパーなどに置かれているのも目にします。悩みを解決するその前提として、まずは相談窓口が使いやすく身近に感じられることが必要であると思います。特にいじめの相談のような子どもからの相談が想定されるようなものについては、子どもたちが利用しやすい時間帯の設定などの配慮も必要と思われますが、当局の考えをお伺いします。

2 久後 淳司 議員

質問項目

第1項目 小野市企業紹介ウェブサイト「おのワクナビ」について

第2項目 子育ての環境づくりについて

要点・要旨

第1項目 小野市企業紹介ウェブサイト「おのワクナビ」について

平成28年6月2日に、まち・ひと・しごと創生本部の会合において、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」が閣議決定されました。地方創生をめぐる現状を認識するとともに、地方創生の本格展開に向け、「各分野の政策の推進」、「地域特性に応じた戦略の推進」、「多様な地方支援の推進」の3つの基本方向により政策の一層の推進を図っていくとあります。地方においても地方創生の本格展開に向けて、各自治体で策定された地方版総合戦略に基づき、官民の総力をあげて取り組んでいくことになると思います。国の平成28年度まち・ひと・しごと創生関連事業予算においても、「地方にしごとをつくり安心して働けるようにする政策」として様々な事業予算が振り分けられており、「地方でのしごと」に重点があることが窺えます。小野市総合戦略においても、基本目標の最初に「"希望あるまち"へ地域産業の活性化と安定したしごとの創出」を掲げており、施策として創業支援の強化や多様な就労形態に対応できる雇用環境づくりを推進し、ハローワーク西脇や小野商工会議所等と連携したチャレンジできる環境の創造や雇用機会の増加、就業環境の向上を図るとあります。創業塾や起業女性セミナー、そして、若者が市内で就労することによる地元定着と企業の人材確保を目的として開設されたウェブサイト「おのワクナビ」もその一端を担っているかと思います。そこでこ

の「おのワクナビ」について、次の3点をお伺いします。

(1点目)「おのワクナビ」を介した応募や就職の状況について

答弁者 地域振興部長

主に小野市での就職を希望される方を対象に、小野市内の企業の魅力や特徴を紹介するサイトとして開設されましたが、3月に開始されてから現在までに、このサイトをきっかけにした応募や就職の状況についてお伺いします。

(2点目)掲載企業数について

答弁者 地域振興部長

企業の活動を知るツールとして、3月の開設当初48社が掲載されスタートしております。半年たった今も掲載企業数はかわらず、企業を検索する際に業種別のカテゴリをクリックしますと1社のみである場合もあり、小野市で就職したい人に対する支援ツールとしては少し寂しく感じるところです。掲載企業を増やしていくことについて具体的な展望をお伺いします。

(3点目) 障がい者の方々のための雇用情報の提供について

答弁者 地域振興部長

平成28年4月から改正障害者雇用促進法が施行されました。雇用の分野での障がい者差別の禁止や、合理的配慮の提供義務などが明記されております。誰もが小野市内の企業を知るツールとして、障がい者の方々にもご活用いただけるよう事業者との話し合いにより、例えば「視覚障がいのある方に対しては点字や音声などで採用試験が可能」など、何らかの表記を設けることについての考えをお伺いします。

第2項目 子育ての環境づくりについて

核家族化が進むなか、子育てに不安を抱えられている保護者も多く、特に出産後は、 母親の体調や、育児へのサポート等、地域全体で支える体制が必要と思われます。また、 女性の就労意欲の高まりの中、子育てをしながら働きやすい環境を整える面からも、元 気な高齢者の方々に助けていただくことも含め、地域社会全体で子育てを行う仕組み作 りを考えていく必要があると思います。

小野市においても、平成27年3月に策定されました「新ひまわりプラン」という子ども・子育て支援事業計画があり、子育て支援の充実に力を注がれております。子育てにおいて、子どもたちがより心豊かにのびのびと成長できる「三世代での子育て」は、祖父母世代の生きがいづくりに役立つだけでなく、親世代を積極的にサポートすることで乳幼児虐待予防にもつながると言われています。子育てにおいて多世代の人々と交流することで子ども達もより成長し、また、祖父母世代の生きがいにも刺激を与え、双方向に良い関係を育む三世代での子育てや、地域全体で子育てが出来るような環境への支援は重要と考えます。そこで、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 三世代による同居・近居の子育で体制づくりについて

答弁者 市民福祉部長

「同居」のみならず、「近居」という形態も含めた、三世代による子育て体制づくりに対する補助金等の支援が他の自治体においても始まっています。核家族化が進む中で、女性の活躍を支援する面においても、祖父母との同居・近居による子育て支援は重要と思われますが、今後、三世代による子育て支援をどのように進められるのか、また、現在考えられている施策等についてお伺いします。

(2点目)子育て知識の共有について

答弁者 市民福祉部長

祖父母世代が育児をしていた時に比べ、情報が多く育児方法が変化している中で、現在の育児法を学び、父母世代との関係を円滑にし、かつ、地域における子育ての担い手となるきっかけとするため、祖父母世代の孫育てを応援すべく、育児方法をまとめられた冊子を作成している自治体があります。親世代からは「直接言いづらいことを、この冊子を渡すことで伝えられてよかった」、祖父母世代からは「今の子育て方法が気になっていたのでこういう冊子ができてうれしい」など好評のようです。昔の育児の良い点

の記載もあるため、読んでいて不快になることもなく、楽しく「現代の育児を理解し参加しよう」という目的で発行されています。祖父母世代が子育ての新しい知識を得て、社会全体で高齢者の方々も一緒に子どもを育てる意識づくりを進める有効な手段であると思われます。つきましては、簡易な冊子を作成して母子手帳と共に配布したり、広報などに一部記載するなどの方法も考えられますが、当局の考えをお伺いします。

3 富田 和也 議員

質問項目

- 第1項目 「小野市空家等の適正管理に関する条例」の取組について
- 第2項目 空き家等の利活用促進に向けた取組について
- 第3項目 空き家等跡地の有効利用への取組について
- 第4項目 小野市空き家バンク制度について
- 第5項目 全国移住ナビにおける小野市の住宅情報について

要点 · 要旨

第1項目 「小野市空家等の適正管理に関する条例」の取組について

総務省が発表している平成25年住宅・土地統計調査によると、空き家数は820万戸で、5年前に比べ63万戸、率にして8.3%増加していることが明らかになっています。また、空き家が総住宅数に占める割合も13.5%と過去最高になっております。これは、核家族化や、少子高齢化、人口減少、所有者が代替わりによって不在となった家屋など様々な社会的要因によるところが大きく、近年特に重要な政策課題となっています。

本市においては、後手から先手管理の実践により、全国に先駆けて平成25年1月 1日から「小野市空家等の適正管理に関する条例」が施行されました。

その後、国でも平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、空き家等の所有者等を把握するため固定資産税情報の内部利用を可能としたことや、倒壊等保安上著しく危険な「特定空家等」の所有者に対する行政代執行を規定したこと等により倒壊の危険があるような空き家への対策が大きく前進するものと考えて

おります。

そこで、「小野市空家等の適正管理に関する条例」に関連して現在の状況等について、 次の4点についてお伺いします。

(1点目)市内における空き家の現状について 答弁者 市民安全部次長

現在、小野市における空き家の戸数及び各地区ごとの空き家率、並びに管理が不十分 と思われる空き家等の所有者に対して市が対応を行った件数及びその結果所有者によ り空き家が解体された実例についてお伺いします。

(2点目)「特定空家等」の認定件数について

答弁者 市民安全部次長

自治会から寄せられた空き家等の情報提供の件数と「特定空家等」に認定されている 件数及び見込み(動向)についてお伺いします。

(3点目) 略式代執行及び跡地利用の考え方について 答弁者 市民安全部次長

略式代執行を行う可能性のある件数と、略式代執行を行った後の跡地利用について当 局の考えをお伺いします。

(4点目)条例施行後の効果と課題について

答弁者 市民安全部次長

「小野市空家等の適正管理に関する条例」施行による効果と課題についてお伺いします。

第2項目 空き家等の利活用促進に向けた取組について

新聞報道等によりますと、国土交通省は、低所得者向けの住宅に空き家等を活用し、 家賃を一部補助する方針を示しており、都道府県ごとに一定の基準を満たす空き家を登 録して入居希望者に仲介する仕組みを来年度につくるとのことであります。その目的は、 低所得者の住宅環境の改善と空き家の減少を目指すもので、空き家の所有者が物件を都 道府県の窓口に申請し、自治体が住宅の耐震性や断熱性等を審査したうえで、データベースに登録して、入居希望者はそのデータベースから物件を探し、所有者と賃貸借契約を結ぶというものです。また、家賃は周辺より安くし、自治体は所有者に家賃の一部を補助するほか、所有者へのリフォーム代の補助等も検討するとのことでありました。具体的な入居基準や補助率、補助対象等は今後詰めていき、来年の通常国会に関連法改正案の提出を目指すようであります。この国の動向に関連して空き家の利活用促進について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 市営住宅に準じた空き家の活用について 答弁者 地域振興部長

今年3月の第400回市議会定例会において、老朽化が進む市営住宅に関し、検討を進めていた浄谷団地を建て替え、他の老朽化した団地を浄谷団地に集約することを当面見送る方針が示されました。その理由として、国が空き家等を公営住宅に準ずる住宅として活用していく計画を進めており、国の動向を注視していくというものであったと思います。この度報道されております国土交通省の指針についてもう少し具体的内容を注視していく必要があると思いますが、当局の考えをお伺いします。

(2点目)県事業の活用について

答弁者 地域振興部長

現在、県が行っている空き家等への支援事業として、空き家等を改修し住居や事業所、 地域交流拠点として活用しようとする「空き家活用支援事業」と伝統的木造建築技術の 維持・継承を目的とした古民家を支援する「古民家再生支援事業」があります。これら の事業の実施にあたっては市の随伴補助が必要となるものもありますが、現在の小野市 における取組状況をお伺いします。

第3項目 空き家等跡地の有効利用への取組について 答弁者 地域振興部長

本市の取組の一つに「まちなか広場整備事業補助金」制度があります。この事業は、 地域における防災対策や高齢者・児童等のための広場など地域住民が有効活用するため に、自治会が主体となって空き家等の解体撤去、土地の整備を行う場合に、整備に要した経費の一部を補助するものです。特に対象家屋が「特定空家等」になった場合は、補助率2分の1、補助対象額の上限が200万円であったものが、補助率5分の4、補助対象額の上限が250万円と大幅に拡充されています。これまでの活用実績と空き家等跡地の有効利用促進の観点から、更なる補助率及び補助対象額の拡充等について当局の考えをお伺いします。

第4項目 小野市空き家バンク制度について

平成25年9月から空き家の有効利用を促進するため小野市空き家バンク制度がスタートしています。この事業は、住み替えによる住環境の改善や定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、空き家の売却や賃貸を希望する所有者の方から提供していただいた物件情報を市が登録し、市のホームページへの掲載等を行い空き家の購入や賃借を希望する方に情報提供する制度です。空き家バンク制度に関して次の4点についてお伺いします。

(1点目)利用状況について

答弁者 地域振興部長

空き家バンク制度の利用状況についてお伺いします。

(2点目)相談件数等について

答弁者 地域振興部長

空き家バンク制度について市民及び市外の方から寄せられた相談件数と、その後定住 に繋がったのかどうかお伺いします。

(3点目)仲介における問題等について

答弁者 地域振興部長

空き家の現地調査から契約交渉、契約成立までは、行政ではなく一般社団法人兵庫県 宅地建物取引業協会北播支部に所属している市内の会員企業で、小野市と協定を締結し ている宅地建物取引業者の仲介で進められることになっていますが、これまで利用者、 所有者及び取引業者との間で契約上のトラブル等問題は起きていないかお伺いします。

(4点目)成果及び課題について

答弁者 地域振興部長

空き家バンク制度は社会実験として実施されており来年度までの事業とお聞きして いますが、これまでの成果と課題についてお伺いします。

第5項目 全国移住ナビにおける小野市の住宅情報について

「全国移住ナビ」は、総務省が地方への移住を呼びかけるサイトで、関係省庁と連携 し、全国の自治体と共同して構築されています。その目的は居住や就労・生活支援等に 係る情報などを提供しながら、関心のある自治体を見つけていただくもので、パソコン の他、スマートフォンでも活用できる総合的なポータルサイトです。

平成27年9月、閲覧ランキングにおいて、小野市が「PR動画ランキング」部門で全国第1位に、「ローカルホームページランキング」部門で全国第2位となり、その健闘ぶりが新聞においても掲載されました。今後更に「住むなら!やっぱりおの」の移住定住促進にも繋がるものと期待をしているところであります。

そこで全国移住ナビにおける住まい情報に関して、次の3点についてお伺いします。

(1点目)住まい情報の利用促進について

答弁者 総合政策部長

住まい情報のページには「自治体が独自に集めた住まい情報サイト」と、「不動産業界団体の物件情報サイト」の2つから検索できるようになっております。小野市においては不動産業者1社が39件登録されていましたが、市が独自に集めた情報については登録がありませんでした。せっかく検索数も多く利用者にとっては簡単に住宅情報が検索、閲覧できるなど便利な仕組みとなっていることからその効果も期待できると思いますが、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 空き家バンク制度との連携について

答弁者 総合政策部長

今後は小野市空き家バンク制度と連携し、情報発信すればより有効なものになってい くと思いますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目)市内業者への情報提供について

答弁者 総合政策部長

市内不動産業者へも住まいの情報ページを紹介し登録いただくことで、より多くの住 宅情報が発信できるものと思いますが、当局の考えをお伺いします。

4 山中 修己 議員

質問項目

第1項目 北播磨地域における宿泊施設の動向について

第2項目 配偶者手当の見直しについて

第3項目 介護予防に対する取組について

要点・要旨

第1項目 北播磨地域における宿泊施設の動向について

平成28年8月20日と8月26日付け神戸新聞で加西市が北条町駅近くにホテル 誘致を決定したという報道がありました。ホテルは小野市と同じく「ホテルルートイン」 で9階建て、184室で今年12月の着工という内容でした。誘致の優遇策として、家 屋や償却資産などに対する固定資産税5年間相当分及び年間水道使用量2千立方メートルを超えた水道料金について10年間半額相当分を市が奨励金として支払うとのことです。

その他にも、三木市における「ネスタリゾート神戸」(旧グリンピア三木)を始め、新たなホテルも建設されると聞いており、北播磨地域ではホテルの出店が続いている状況です。

本市においては市当局のご努力のもと、実現した一昨年のホテルオープンは、北播磨地域の人の流れを変えるとともに、小野市のポテンシャルを更に高める契機になったと捉えています。具体的には、図書館前の食品スーパーを始め、居酒屋、レストランなどの店舗が次々とホテルの周りにでき、まさに小野市の賑わいづくりに繋がっています。

現在、「ホテルルートイン小野」の稼働状況は順調であると聞いていますが、人口減

少下において、近隣市へのホテル進出は北播磨地域の活性化というプラス面がある反面、 限られたパイの奪い合いに繋がり小野市にとってマイナスになるのではないかという、 一抹の不安を覚えています。

小野市では、これまでから他市に先駆けた先見性をもって、ホテルの誘致という民間 活力による地域活性化に取り組んでこられました。今回の近隣市へのホテル進出につい てどのように捉えられているか、次の2点についてお伺いします。

(1点目)「ホテルルートイン小野」の開業による効果について

答弁者 小林清豪副市長

「ホテルルートイン小野」が開業して、約1年が経ちました。これにより小野市にど のような効果がもたらされたのかお伺いします。

(2点目) 近隣市へのホテル進出について

答弁者 小林清豪副市長

加西市のホテル誘致を始め、近隣市へのホテルの進出の状況について、当局のお考えをお伺いします。

第2項目 配偶者手当の見直しについて

平成28年8月、国家公務員の扶養手当を見直し、配偶者に係る手当を半減し、子どもへの手当を増額するという案を2017年度から順次実施するよう人事院が勧告しています。これは扶養手当の総額を維持しながら、徐々に配偶者に係る手当を減額し、子どもへの手当の支給を手厚くしていこうとするものです。

人口減少、少子高齢化が言われて久しい中、女性の労働力は日本経済にとって、必須 のものと位置づけられてきています。そのような中、配偶者が働く場合にいわゆる 「103万円の壁」と言われているものがあり、給与面で扶養手当としての配偶者手当 の支給を止められないよう、敢えて短時間勤務にして、年収を抑えるケースなど女性の 労働意欲を阻害している面が指摘されています。扶養対象から外れると、税制面、社会 保険の面でも負担が増えることも要因となっています。

このようなことから、給与関係では配偶者手当の見直しが検討されており、税制面に おいても配偶者控除の在り方が検討されています。

小野市としても扶養手当については国家公務員と同様、配偶者は13,000円、子どもは1人につき6,500円が支給されており、見直しを検討されるべきではないかと考えますが、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 小野市職員の扶養手当の見直しについて

答弁者 総務部長

国の動向からすると扶養手当の見直しは、今後必須の項目だと思いますが、市の考え をお伺いします。

(2点目) 民間事業者への啓発について

答弁者 総務部長

民間では、トヨタ自動車が既に具体案を発表しており、それによりますと配偶者手当をではして子ども手当を現行の4倍の2万円にするという、思い切ったものです。

また、小野市の民間企業では、家族手当を支給している企業は約6割あり、手当の平均は配偶者約1万円、子ども1人に付き約4千円となっています。ついては、民間企業への啓発についての考えをお伺いします。

第3項目 介護予防に対する取組について

平成26年度から介護予防教室「シニアチャレンジいきいき100歳体操」を地域包括支援センター主催で始められています。これは第6期小野市介護保険事業計画でも示されているとおり、2025年には高齢化率が28%を超えることが想定されている中にあって、健康な人が身体機能の維持・向上をめざして、生き生きとした生活を送れるよう、日常生活において運動などの介護予防活動をすることは大切なことであり、介護

保険制度の維持にも貢献することから取り組まれているものと理解しています。

小野市としては他にも介護予防事業として、「脳いきいき麻雀くらぶ」「さわやか元気 教室」「おの楽らく体操」などをされています。これらの事業がさらに普及し、1人で も多くの市民が充実した日々を過ごせるようになることを期待しています。

ついてはこれらの介護予防事業について、次の2点をお伺いします。

(1点目)介護予防対策の内容及び成果について 答弁者 市民福祉部参事

従来から、シニア向けに先程例としてあげました「おの楽らく体操」などをされており、今回さらに「シニアチャレンジいきいき100歳体操」をつくられました。それぞれの内容、成果についてお伺いします。

(2点目)介護予防事業の普及啓発について

答弁者 市民福祉部参事

介護予防事業の普及啓発について、どのように取り組まれているかお伺いします。

5 竹内修議員

質問項目

第1項目 障害者差別解消法における市の取組について

第2項目 小学校・中学校における英語教育について

要点・要旨

第1項目 障害者差別解消法における市の取組について

平成25年6月に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害 者差別解消法が制定され、今年の4月から施行されています。

この法律は、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

具体的な内容については、国などの行政機関や、お店などの事業者が、障がい者に対して、障がいを理由として差別する「不当な差別的取扱」を禁止しているほか、障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときには、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」をすることなどが規定されています。

そしてそのための方策として、国及び地方公共団体は、障がい者及びその家族や関係者からの、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることや、県や市町村においては、障がい者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」

(地域協議会) をつくることができること等が規定されています。

この法律の施行に伴い、小野市における取組の現状に関し次の2点についてお伺いします。

(1点目) 小野市における対応について

答弁者 市民福祉部長

この法律の施行に伴い、小野市では、どのように取り組まれているのかお伺いします。

(2点目)地域協議会の内容について

答弁者 市民福祉部長

この法律でいう地域協議会とはどのようなものかお伺いします。

第2項目 小学校・中学校における英語教育について

答弁者 教育監

文部科学省から、本年8月1日に次期学習指導要領に向けたこれまでの中央教育審議会の特別部会での審議のまとめ案が公表されました。そこでは、小学5年生、6年生の英語を教科化することや、小学3年生、4年生で英語に慣れ親しむ外国語活動を導入することが示されています。現在、小学校高学年では「聞く」「話す」を中心としたコミュニケーション能力の基礎を養うことを目的とした外国語活動が行われていますが、読んだり書いたりすることも含めたコミュニケーション能力の基礎を養うことや、学級担任が専門性を高めて指導したり、専科指導を行う教員やALTを活用することも盛り込まれており、授業時間は、現在の年間35単位時間(1単位45分)から年間70単位時間とすることなどが示されています。

今後、中央教育審議会が年内を目途に答申を行い、新学習指導要領が告示された後、 小学校は2020年度、中学校は2021年度から実施されることとなります。英語教育の教科化に伴う、市内の小学校、中学校への影響についてお伺いします。

6 山本 悟朗 議員

質問項目

第1項目 子育て支援のあり方等について

第2項目 下水道事業の将来展望について

第3項目 市役所移転後の跡地周辺の今後について

要点・要旨

第1項目 子育て支援のあり方等について

「住むならやっぱり小野」・「子育でするなら小野」の積極的な推進の一環として、平成28年度からは、従来の中学3年生までの医療費無料化を高校3年生までに拡大するとともに、4歳・5歳児の保育料の無料化が実施されました。

少子化が進む我が国の現状のなかで、これらの施策は他市に先駆けた、極めて効果の高いものであると認識しております。これらの施策は、子どもを育てるために必要な費用のうち、家庭の負担を軽減し、広く社会全体で子育てをしていくことの実践であると理解しています。

今後さらに、社会全体での子育てを充実させていくにあたって、焦点を当てていかねばならないのは、新生児から3歳児までの子どもについてではないかと考えます。3歳児までの子どもについては、マンツーマンに近い状態での保育が必要となり、家庭においては、子育てに多くの時間を費やすことにより一層就労を困難なものとし、収入低下を生むことにもなります。

この問題を解決するに当たっては、保育園の充実と利用料金の低下を図り、子育て世代を今よりも働きやすくすることが問題解決への一つの方策であり、「1億総活躍社会」

の実現を目指し少子化の流れに歯止めをかけることを、国家の方針として実施されています。

1つの例として、育児休暇を取り1年後に復職した女性と、出産を機に子育てに専念するため退職した女性を比較してみたいと思います。

出産を機に産休・育児休暇を取れば産休終了後も子どもが満1歳になるまでは出産前にもらっていた給与の50%~67%を雇用保険等から受け取ることができます。1年後に復職すれば子どもは保育所に預けることとなります。世帯所得によって違いはあるもののその子どもの保育に必要な費用の公定価格の3割~7割は税負担による支援が行われます。このように子どもが1歳になるときに復職をする方への公的支援はとても行き届いています。

一方で、出産を機に退職し、子どもが3歳になるまでの間、子育てに専念した場合、 失業給付以外に退職後の雇用保険等の給付はなく、その後も全ての子どもを対象とした 児童手当以外の公的給付はありません。

このような状況の中で、乳幼児の子育てをしながら働く女性、仕事に専念したい女性、 また、子育てに専念したい女性などそれぞれの抱えている状況に応じた支援をすること が社会全体で子育てをしていくうえで求められていることであると思います。

そこで、子育て世代支援に関連して、次の2点についてお伺いします。

(1点目)子育て世代の女性の採用について

答弁者 総務部長

小野市では乳幼児の子育てが終了した時点、具体的には30歳~35歳程度の年齢の 女性について、正規職員としての採用はどのように行われているのかお伺いします。

(2点目) 在宅育児への経済的支援について

答弁者 市民福祉部長

3歳児までの子どもを自宅において育児しておられる方々に対する経済的な支援に ついてお伺いします。

第2項目 下水道事業の将来展望について

平成28年の第400回定例会において、下水道料金の改定案が承認され、この10月から、料金変更が実施されることは皆様すでに御承知のことと思います。料金の改定により、下水道事業について利用者が負担する割合と、税が負担する割合が変更されることになります。

そこで、この下水道事業に関して、事業の必要額が今後どのように推移していくのか、 また、今後の経営状況についてご質問したいと思います。

平成27年度の小野市下水道事業会計損益計算書から、現在の下水道事業の状況を大雑把に把握いたしますと、下水道事業には約16億円の費用を必要としています。そのうち約9億円を利用者が負担し、約6億3千万円について交付税を含めた税金で賄っており、不足している約7千万円が赤字という状況になっています。必要とした約16億円の内訳をみますと、設備投資の減価償却費が約8億3千万円、企業債の償還利息が約3億3千万円となっており、これらの合計が全体の7割を占めています。一方で未償還の企業債の合計は約143億1千万円となっています。

今後、これらの企業債と利息の支払いは4年後の平成32年まではほぼ横ばいであるものの、それ以後は大きな投資の償還が終了していくことから、右肩下がりに減少していきます。一方で、配管の更新、長寿命化にも経費が必要になること、また人口減少に伴い、総額として必要額が同じなら個人の負担は増加することなども勘案しなければなりません。

つまり、これまでの設備投資に要した企業債の償還額と今後発生する新たな設備投資 の金額がどのように推移するかによって今後の下水道事業が必要とする金額が定まっ ていくものと考えます。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目)企業債償還額について

答弁者 水道部長

今後新たな企業債の発生を伴う大型投資がない前提で、現時点で想定される5年後、 10年後、15年後の企業債償還額についてお伺いします。

(2点目) 設備の維持等に要する費用について

答弁者 水道部長

今後10年、20年の間に設備の維持等に要する費用についてどの程度の額を想定されているかお伺いします。

(3点目)下水道事業の展望について

答弁者 水道部長

1点目、2点目を踏まえて、下水道事業における経営状況等を含め、下水道事業の今 後の展望についてお伺いします。

第3項目 市役所移転後の跡地周辺の今後について

平成27年の第399回定例会において、小野市中島町に新庁舎建設用地を購入する 議案が提出され、議会はこれを可決しました。それから10カ月の間に、新庁舎の移転 に関しては、議会においても「新庁舎建設特別委員会」が設置され、また市民の皆様か らも「パブリックコメント」をお寄せいただくなど、新庁舎の移転建設に向けた推移を 見守らせていただいております。

さて、第399回定例会において私は当議案に賛成するにあたり討論をおこない、「小野市民5万人の夢と希望のシンボルとなるまちづくり、防災センターの敷地を合わせますと約4〜クタールにも及ぶ成熟した市街地の空間をいかにしてより有効にしていくかが問われるまちづくり、この2つのテーマをそれぞれの地域の方々、地権者の方々とお互いに感謝の気持ちを持ちながら知恵を出し合い、進めていこうではありませんか。大切なのは、迅速で丁寧な対応であると考えます。」との内容を申し上げました。

そこで、現庁舎跡地のまちづくりについて、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 庁舎の跡地利用について

答弁者 小林昌彦副市長

庁舎移転後には、市民会館、福祉総合支援センターなどを段階的に閉鎖する方向とお 聞きしております。第399回定例会終了後、決定された事項があればお伺いします。

(2点目) 地権者等への情報提供について

答弁者 小林昌彦副市長

1点目でお伺いした内容を含め、庁舎移転後の跡地等について、地権者への情報提供 や意見聴取等の状況についてお伺いします。

(3点目)裁判の経過について

答弁者 小林昌彦副市長

現在の庁舎周辺土地の賃借料に係る裁判の経過についてお伺いします。

7 平田 真実 議員

質問項目

第1項目 災害時の対応について

第2項目 公共交通 (バス) におけるパーク・アンド・ライドの整備について

第3項目 不妊・不育症相談について

要点・要旨

第1項目 災害時の対応について

毎年、9月1日の「防災の日」を迎える前に、8月末日に小野市自主防災組織リーダー研修会が開催されています。大規模な災害が発生した際、被害を最小限に食い止めるために地域住民による自主的・組織的な初期消火、情報収集・伝達、避難誘導等の初動体制が防災活動に大きな役割を果たすことから、地域防災力の中心をなす自主防災組織の育成と強化を図る目的で行われています。私自身も様々な場で防災について学び、考える中で、実際に災害が起こった際には自助・共助が重要であることを大前提として、行政は「公助」としての具体的な対策をどのようにとるべきか、悲観的な視点に立って議論を続けていかなければならないと考えています。災害時の対応に関しては、災害の種類や規模によって大きく変わってくると思いますが、今回は仮に甚大な被害が発生した場合の想定や対応について、次の5点についてお伺いします。

(1点目)避難所開設時の避難者の情報収集について 答弁者 市民安全部次長

小野市地域防災計画では、避難所開設時に使用する様式として、避難者家族票と避難 者収容記録簿があります。避難所では、被災者の受入を始めた途端に場所取りが発生し、 その後の調整が難しくなるのが現状です。避難所開設時にいかに避難者の情報を把握し、 避難所運営に活かすことができるかは避難者受入時にかかっていると言っても過言で はありません。そのような中で、障がい者や妊婦等一定の配慮が必要な方の情報をどの ように収集していくのかも大切なことと思いますが、具体的な流れをお伺いします。

(2点目)ペットの「同行避難」について

答弁者 市民安全部次長

環境省では、ペットは飼い主らの安全確保を前提に、飼い主と一緒に避難所まで避難する「同行避難」を原則とするガイドラインを作成しています。なお、この「同行避難」は、ペットが避難所の中に入り同一区画で居住する「同伴避難」とは区別されております。ペットは、飼い主にとって非常に大切な存在ではありますが、一方で動物が苦手な方、動物アレルギーの方々への配慮も必要です。ペットの「同行避難」に対する考え方についてお伺いします。

(3点目) 災害発生時の情報発信について

答弁者 市民安全部次長

過去の大きな災害時の情報発信・情報収集手段として、SNSがとても大きな役割を 果たしていることは皆様ご承知の通りだと思います。個人が容易に情報発信できる中で、 情報が溢れ、かく乱してしまうということもありました。災害発生時に市が正確な情報 発信をすることは非常に重要な役割だと考えますが、災害発生時のSNSを利用した情 報発信に対する当局の考えをお伺いします。

(4点目)避難所生活を想定した市民への啓発活動について

答弁者 市民安全部次長

これまでにも防災関連の啓発には、様々な手をつくし、多くの人員をかけて活動されてきたことと思います。近年の大規模な災害による経験から、防災に関しても少しずつ世の中の流れに沿った内容に見直されてきています。これまで主に男性の視点で考えられてきた避難所運営のあり方について、例えばプライバシーの問題等、女性の視点から考えると、避難所を利用しにくいといったような問題が想定されます。災害が発生する

までの対策に留まらず、災害発生後を想定した対策をすることで、市民に具体性を持た せることができると考えます。避難所生活における課題等に係る市民への啓発活動につ いてお伺いします。

(5点目)地域のマイ防災マップについて

答弁者 市民安全部次長

小野市総合戦略の中の「防災・減災の推進」では、地域のマイ防災マップ作成数の目標として、平成31年度に78ヶ所での作成を掲げておられます。現在の進捗状況をお伺いします。

第2項目 公共交通(バス)におけるパーク・アンド・ライドの整備について

答弁者 総合政策部長

昨年まとめられた、人口ビジョン・総合戦略策定に係る意識等調査結果報告書に基づ き質問致します。

定住の意向や仕事・結婚等に関する希望調査は、18歳以上49歳以下の市民から無作為に抽出した3,000人を対象に行われました。この結果の中で、小野市での生活に満足している理由と満足していない理由という項目で、「満足している」より「満足していない」が上回った回答は、17項目のうち2項目、「バス、電車などの公共交通機関が充実していない」、「飲食店、スポーツ施設、娯楽施設が少ない」という項目でした。この結果は、市内の公共交通機関、飲食店、スポーツ施設、娯楽施設の充実を望むという市民の意向とも捉えられますが、一方では市外へのアクセスを向上させ、市外の飲食店、スポーツ施設、娯楽施設に行きやすい市にすることが、不満の解消に繋がるのではとも考えられます。

これまでの議会でもパーク・アンド・ライドについて議論がなされてきましたが、その多くは電車の利用促進に関しての議論でありました。市内の公共交通は電車だけではありません。公共交通の充実ということで、バスについての議論も必要です。バスに関するパーク・アンド・ライドの整備状況についてお伺いします。

答弁者 市民福祉部参事

小野市では、安心して妊娠・出産できる環境の整備を総合戦略の中にも掲げ、不妊・不育症で悩む人の治療費を助成するなど経済的な負担を軽減されています。不妊・不育症治療は、肉体的な辛さ、精神的な辛さ、経済的な辛さがあると言われ、それは経験された方にしか分からない辛さです。病院で治療を始める前段階で、色々な不安や悲しみを抱え、情報が少ないために誰にも相談できずに困っていらっしゃる方々のため、行政が情報提供や、各専門機関への引継ぎをすることで、そのような方々の不安を少しでも取り除き、必要であれば治療を受けることができるような環境を整備する必要があると考えます。県では、不妊・不育症専門相談、男性不妊専門相談を実施されています。小野市では、今年度から妊娠・子育てサポートセンターが出来、妊娠期から子育て期における総合的な相談窓口が開設されましたが、不妊・不育症相談の対応状況についてお伺いします。

8 椎屋 邦隆 議員

質問項目

第1項目 加古川流域の減災対策について

第2項目 子ども達の学習支援の環境整備について

第3項目 市民に向けた行政評価について

要点・要旨

第1項目 加古川流域の減災対策について

答弁者 市民安全部次長

昨年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、国土交通省姫路河川国道事務所は、一級河川加 古川の氾濫発生を前提に常に洪水に備える社会を目指そうと、加古川、高砂、小野、加 東の4市長や兵庫県、神戸地方気象台とで構成する「加古川減災対策協議会」を立ち上 げました。

6月24日の初会合では、今後5年間で達成すべき目標と取組案について意見を交わし、7月7日には、具体的な取組と役割分担などが議論されたと伺っています。奇しくも、アメリカ東部ウエストバージニア州で、6月23日、アメリカ国立気象局が「1000年に一度の出来事」と表現する大雨が降り、洪水や暴風雨による大きな被害がありました。「1000年に一度」という表現が大げさではないという事態が現実に起こっております。また、今年8月末には、台風により北海道や東北各地で多くの方が豪雨により被災され、犠牲になられました。国土交通省が5月末に公表した加古川水系等における「1000年に一度」という想定しうる最大規模の洪水浸水想定区域も昨今の気象状況を見極めたうえでの判断であると思います。

現在も本格的な台風シーズン真っ只中で、日本各地で大雨による被害が度々新聞やテ

レビで報じられております。小野市でもいつ起こるかわかりません。

そこで、加古川減災対策協議会の進捗状況と新たな浸水想定区域の発表を受けての小 野市における方針や施策をお伺いします。

第2項目 子ども達の学習支援の環境整備について

答弁者 教育次長

文部科学省の2015年の「全国学力・学習状況調査」によりますと、中学3年生のおよそ6割、小学6年生のおよそ5割が学習塾に通っています。学校以外に塾で勉強することが一般化した現在、家庭の経済状況等が理由で塾に通えない子どもたちの学習機会を確保することが課題となってきています。

文部科学省では、家庭環境等により十分な勉強時間が確保できない中学生を中心とした子どもに、学校の空き教室や地域の空き店舗等を活用してボランティアの学生や元教師など地域の人材を活用し、放課後に原則無料で利用できる「地域未来塾」に取り組まれています。今年度からは高校中退防止策の意味も込めて高校生も事業の対象にされているようで、3年後には全国の5000中学校区で実施することを目標に掲げています。

この事業では、講師の人件費や会場費など運営に係る費用については国、県、市がそれ3分の1ずつ負担することになっているようであります。

小野市では、放課後に地域の社会人や教員OBなどの人材を活用した補充学習として 兵庫県の「がんばりタイム推進モデル事業」を活用し、昨年度は小学校3校、中学校 2校で、今年度は小学校8校、中学校1校で同様の事業に取り組んでいるところであり、 是非今後も継続して取り組んでいただきたいと思っているところであります。

しかしながら、現在、高等学校への進学率は97%を超えるなど、ほとんどの子どもたちが高校へ進学する中にあって、高校生についても中学生と同様に何らかの支援が必要になっているものと思われます。兵庫県でも、昨年からこの「地域未来塾」の事業を行われているようでありますが、文部科学省の方針にあわせて今年度から高校生も対象にした事業が可能となっているのでしょうか。もし可能であるならば、経済的に恵まれない中学生や高校生も含めた学習支援を行うことで子供たちの更なる学習の機会を確

保することに繋がると思いますが、中学生高校生を対象とした「地域未来塾」の実施について、当局のお考えをお伺いします。

第3項目 市民に向けた行政評価について

総務省によりますと、「行政評価」とは、政策・施策・事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準・指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものをいいます。また、「政策」とは、大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの、「施策」とは、政策目的を達成するための方策をいい、「事務事業」とは、施策目的を達成するための具体的な手段としています。

平成21年の第363回定例会では、当局より、小野市では、方針管理制度と市長への手紙や市政懇話会等で透明性を確保していることや、今し続けている方針管理制度のシステムを踏襲しながら事業評価システム、あるいは事業仕分けなどの様々な良いところの要素を取り入れて実施していく旨の答弁がありました。そこで、次の2点について当局の考えをお伺いします。

(1点目)各事業の評価について

答弁者 総合政策部長

小野市では、行政経営の4つの柱の一つに「成果主義」を挙げられています。7年前に、事業評価システムとか事業仕分けも取り入れてやっていくとのことでしたが、各事業の成果や評価方法について、どのようにされているのかお伺いします。

(2点目) 行政評価の導入と公表について

答弁者 総合政策部長

議会が関わる決算の認定等は、一種の政策の事後評価であります。政策が、①効果的に遂行されたか、②効率的に実施されたか、③公正・公平に執行されたか、④市民にとっての利益になったか、⑤無駄な支出はなかったか、⑥違法な支出はないか等をチェックするのが議会の責任であるとされています。決算の認定にあたっては、決算書だけでなく、執行者の自己評価である「行政評価」を添えることで、より正確な決算内容の審

査ができると思います。

また、その「行政評価」を市民に公表することで、「市民に開かれた行政運営」ができると考えますが、当局の考えをお伺いします。

9 藤原 章 議員

質問項目

- 第1項目 市の契約事業と適正労働条件確保について
- 第2項目 子どもの貧困対策について
- 第3項目 議案第48号 小野市犯罪被害者等支援条例の制定について

要点・要旨

第1項目 市の契約事業と適正労働条件確保について

働く人達が安定した生活を築き、若者が将来に希望を持って生きる上でも、また日本 経済の健全な発展にとっても、いま「労働」の在り方が大きな課題になっています。報 道にあっても一部の企業の都合を優先した低賃金、長時間労働、非正規労働、ブラック 労働など「人間らしくない働き方・働かせ方」が問題視され、改善が求められています。

こうした中で、社会の規範と目されている行政が、「労働」の場でも公共の契約事業 に従事する労働者の適正な労働条件を確保し、適正な労働のあり方をリードすることは 大変重要な意義があると考えます。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) ダンピング防止の取組について

答弁者 総務部長

以前は公共工事の入札等に関して「安ければ安いほうが良い」という風潮がありましたが、ダンピング的な請負が、結局は労働条件の悪化や、品質の悪化につながることから、入札方法の改善や落札価格の適正化が図られてきたと思います。そこで小野市におけるこれまでの取組の経緯についてお伺いします。

(2点目) 適正労働条件の確保について

答弁者 総務部長

市が事業を外部に発注する方法としては、入札、随意契約、指定管理、業務委託などがあります。兵庫県では本年4月1日に「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」を制定したと聞いています。その趣旨は「県が締結するすべての契約において、その業務に関わる労働者の適正な労働条件の確保、とりわけ最低賃金以上の賃金支払いをはじめ、労働関係法令の遵守を契約書の特記事項として盛り込み、誓約書を提出させることで実効性を確保するとともに、遵守しない場合は契約を解除することができる」というもので、指定管理や下請の労働者、派遣労働者も対象とするそうです。小野市では適正な労働条件の確保についてどのように対処をしているのかお伺いします。

(3点目)建設関係労働者の社会保険加入について 答弁者 総務部長

建設業界では、震災復興や景気対策、オリンピック関連などの公共事業が増加し、深刻な従事者不足が言われています。また、不安定で厳しい労働環境もあって、工事現場では若者の入職者が減り、建設業の未来に暗い影を落としています。こうした中で今、建設業界では現場従事者の労働条件の改善をめざして社会保険への加入が推進されており、公共工事の入札では小野市でも平成27年12月の通知で、平成29年度からの入札参加に社会保険加入が資格要件とされています。一方、社会保険に加入しますと、当然、事業主負担が大きくなるわけで、発注者の市としては法定福利費の負担増加に見合う積算をしなければならないと思いますが、その対応がされているのか、また、このことは入札参加業者に周知されているのかお伺いします。

第2項目 子どもの貧困対策について

答弁者 市民福祉部長

日本は豊かな社会のように見えますが、格差と貧困が確実に広がっており、最近とりわけ「子どもの貧困」が大きな問題になっています。内閣府が発表した資料によりますと、「相対的貧困率」(所得中央値の50%以下)は1997年の14.6%から2009年は16.0%になり、「子どもの貧困率」は1997年の13.4%から

2009年は15.7%に上昇し、2012年は16.3%になったと言われています。 これは実に子ども6人に1人が貧困状態にあるということです。とりわけ母子家庭など 1人親家庭の「相対的貧困率」は2009年で50.8%、約半分です。2008年の 「相対的貧困率」はOECD(経済協力開発機構)加盟34か国中29位、「子どもの 貧困率」は24位です。

この深刻な状況の中で、国では平成25年6月19日に議員立法として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が全会一致で成立し、平成26年8月29日には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されています。この法律は「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする」ものです。私はこの法律の精神は大変重要であると思っておりまして、小野市でもこの法律や大綱の理念に沿って施策を充実させることが必要であると考えます。

子どもの貧困対策として、この対策法では「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」などが挙げられており、大変広い範囲にわたっていますが、この法律のありなしに関わらず、小野市では積極的な子育て支援策や福祉施策が講じられ、今年度も高校3年生までの医療費無料化や、4・5歳児の保育料等の無料化など先進的な施策が推進されて市民の皆さんに喜んでいただき、重要な貧困対策にもなっています。また、教育面でも就学援助や給付制の高校奨学金制度などが実施されており、「放課後がんばりタイム」なども行われています。

つきましては、現在実施されている小野市の施策のうち、どのような事業がこの法律 と大綱に関わると考えられるかお伺いします。

第3項目 議案第48号 小野市犯罪被害者等支援条例の制定について

本条例は「犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の意思形成を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすこ

とができる地域社会を実現することを目的とする」もので、私は基本的に賛成です。この条例が犯罪被害に遭われた皆さんの救済に役立つことを願って、次の2点についてお伺いします。

(1点目)犯罪被害者等救済のための給付について 答弁者 市民安全部長

本条例のもとになっているのは、国の「犯罪被害者等基本法」と「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」とお聞きしました。この後者の法律は被害者やご家族が暮らしていく上での経済的支援の柱になるものと思いますが、給付金の内容についてお伺いします。

(2点目)軽傷病者の救済について

答弁者 市民安全部長

法による給付金の内、「重傷病給付金」は医療費の自己負担分と休業損害を考慮した 給付がされるようですが、対象は加療期間1月以上かつ入院期間3日以上とされている ようです。この対象まで至らない傷病の場合は法の救済が無いのかお伺いします。

また、今回の小野市の条例では「重傷病給付金」に該当しない軽傷病者の救済については、どのように考えておられるのかお伺いします。

10 河島 信行 議員

質問項目

第1項目 大池総合公園の陸上競技場等の整備について

第2項目 医療及び障がい者施策の充実について

第3項目 小学校における35人学級について

第4項目 「コミセンおの」について

要点・要旨

第1項目 大池総合公園の陸上競技場等の整備について 答弁者 教育次長

先月ブラジルのリオデジャネイロにおいてオリンピックが開催されました。日本史上 最多となる41個のメダルを獲得するなどその活躍に歓喜するとともに数々の感動の ドラマが繰り広げられました。また、4年後の東京オリンピックを控えこれからますま すスポーツへの関心も高まってくると思います。オリンピックに限らず、様々なスポー ツは競技者や見る人にもうるおいと感動を与えてくれます。

この夏の「第43回全日本中学校陸上競技選手権大会」の女子4×100mリレーで 小野中学校が見事全国大会で2連覇を果たしましたが、大池総合公園の陸上競技場で一 生懸命練習に取り組む姿を幾度となく拝見いたしました。

中学における部活動も含めて、市民にとってこのように身近にスポーツに触れる場所があることはスポーツ振興の面から大変重要なことだと思います。市の中心部にある大池総合公園には現在小野中学校の陸上部がよく練習をしている陸上競技場をはじめ野球場、テニスコート、ジョギングコース等がありますが、これらをできるだけより充実した施設に整備していくことで、更にスポーツへの意欲も高まっていくのではないかと

考えます。市民の健康づくり、体力づくり、そしてスポーツを通した地域づくりの面からも、例えば陸上競技場において指導者のための控室をつくることなど一層充実した施設への改修等が必要と考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 医療及び障がい者施策の充実について

高齢者の方々や身体的に不自由な方々も含めこれからいかにして心身ともに健康で 元気に暮らせる小野市をつくっていくかが重要になってまいります。そこで、次の3点 について、市当局の考えをお伺いします。

(1点目) 歯周病検診の無料対象年齢の拡大について 答弁者 市民福祉部参事

広報おの9月号の健康課お知らせコーナーの「20歳以上の方、節目年齢の方は歯周病検診の受診を」という記事の中に、40歳、50歳、60歳、70歳の方は無料で受診できるといううれしいお知らせがありました。私たちが健康で暮らしていくためにも、まず、食べることが基本であり、食べるために無くてはならないのが"歯"であります。この歯の健康を維持していくために、積極的に予防医療の充実に努めることが不可欠であり、私はもう一歩進んで40歳以上のすべての方が毎年歯周病検診を無料で受診できる制度を実施してはどうかと考えますが、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 障がい者に対する白雲谷温泉ゆぴかの使用料の半額について

答弁者 地域振興部長

「小野市白雲谷温泉ゆびかの設置及び管理に関する条例」によりますと、障がい者は「福祉風呂」の使用料は半額となっておりますが、他の入浴施設や岩盤浴などは半額になっておりません。例えば、総合体育館アルゴや匠台公園体育館アクトなどでは障がい者団体が使用する場合は半額となっているほか、当然のことながら福祉施策として実施している「らんらんバス」は障がい者は無料となっています。そこで白雲谷温泉ゆびかにおいても、全ての入浴施設で障がい者については使用料を半額にしてはどうかと考え

ますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目) 障がい者の就労に係る支援策について

答弁者 市民福祉部長

障がい者の方々は、多くの課題をかかえて生活をされています。その中でも、就労は、 障がい者の自立や能力の活用と言う意味で、大変重要であると思われます。しかしなが ら、障がい者の就労については、さまざまな課題があり困難な状況にあるのではないか と考えますが、その支援のために市はどのように取り組まれているかお伺いします。

第3項目 小学校における35人学級について

答弁者 教育監

現在、法制度上小学1年生のみが対象になっている35人学級制でありますが、兵庫県の加配定数枠により小野市では小学4年生まで35人学級の取組が実施されています。私は更に一歩前進して小学校6年生までの35人学級の実現を目指している1人でありますが、35人学級制に対する市当局の考えをお伺いします。

第4項目 「コミセンおの」について

答弁者 教育次長

昨年の新聞記事等でもありましたが、市庁舎の移転新築に伴い、市民会館を将来的に 廃止し、市民会館と同じ建物に入っている「コミセンおの」の機能は福祉総合支援セン ターに移す方針との発表がありました。小野市内を見渡しますと、各地区ごとにコミセン独自の施設があり、そこを地域の拠点として地域づくり協議会をはじめとした様々な 活動が活発に行われています。現在の福祉総合支援センターの建物にどのような機能を 移転するかまだ検討段階であると思いますが、この移転の機会に、他の機能と併用した 施設ではなく、小野地区においても独自のコミセンの施設を設置することを検討しては どうかと考えますが、市当局の考えをお伺いします。